

平成29年度 鳥取県立武道館スポーツ教室 実施一覧

区分	対象	第1期				第2期				第3期				第4期				合計			
		定員(人)	参加者(人)	参加料金 参加者(人)	参加料 参加者(人)	定員(人)	参加者(人)	参加料金 参加者(人)	参加料 参加者(人)	定員(人)	参加者(人)	参加料金 参加者(人)	参加料 参加者(人)	定員(人)	参加者(人)	参加料金 参加者(人)	参加料 参加者(人)	定員(人)	参加者(人)	参加料金 参加者(人)	参加料 参加者(人)
柔道	幼児	10	9	9,000	66	6	6,000	35	10	6	6,000	23	10	6	6,000	23	40	27	27,000	147	
	小学生	20	31	31,000	254	33	33,000	280	20	33	33,000	273	20	33	33,000	251	80	130	130,000	1,058	
	中学生	20	15	15,000	92	17	17,000	77	20	17	17,000	73	20	17	17,000	62	80	66	66,000	304	
	高校生	3	3	4,500	38	3	4,500	30	3	3	4,500	22	3	3	4,500	10	0	12	18,000	100	
	学生・一般	50	58	59,500	450	65	72,500	431	50	62	66,500	398	50	62	66,500	348	200	247	265,000	1,627	
剣道	幼児	5	3	3,000	26	1	1,000	8	5	7	7,000	58	5	7	7,000	29	20	18	18,000	121	
	小学生	15	34	34,000	317	39	39,000	330	15	39	39,000	320	15	39	39,000	267	60	151	151,000	1,234	
	中学生	20	2	2,000	2	20	3	3,000	18	20	3	3,000	29	80	8	8,000	49	0	0	0	
	高校生	40	39	39,000	345	40	40,000	338	40	49	49,000	396	40	49	49,000	325	160	177	177,000	1,404	
弓道	小学生	15	10	10,000	55	10	10,000	103	15	9	9,000	71	15	9	9,000	44	60	38	38,000	273	
	中学生	15	7	10,500	71	16	9,000	43	15	6	9,000	54	15	4	6,000	35	60	23	34,500	203	
	高校生	20	20	40,000	153	20	16	32,000	149	20	15	30,000	139	20	20	40,000	173	80	71	142,000	614
	学生・一般	50	37	60,500	279	32	51,000	295	50	30	48,000	264	50	33	55,000	252	200	132	214,500	1,090	
空手道	幼児	20	5	5,000	44	8	8,000	53	20	11	11,000	83	20	13	13,000	76	80	37	37,000	256	
	小学生	20	19	19,000	339	30	30,000	288	20	30	30,000	246	20	29	29,000	223	80	108	108,000	1,096	
	中学生	20	3	6,000	19	4	8,000	15	10	4	8,000	25	10	1	2,000	6	40	12	24,000	65	
	高校生	70	27	30,000	402	42	46,000	356	70	45	49,000	354	70	43	44,000	305	280	157	169,000	1,417	
なぎなた	幼児	10	10	10,000	89	8	8,000	88	20	6	6,000	57	20	4	4,000	22	80	16	16,000	51	
	小学生	20	4	4,000	35	7	10,500	30	20	3	6,000	25	20	5	10,000	30	15	30,000	69		
	中学生	20	23	23,500	164	22	28,500	143	20	13	16,000	105	20	16	21,000	104	80	74	95,000	516	
	高校生	20	1	1,000	18	1	1,000	20	20	1	1,000	20	20	1	1,000	35	4	4,000	93		
銃剣道	小学生	20	4	4,000	41	4	4,000	54	20	6	6,000	58	20	7	7,000	69	21	21,000	222		
	中学生	20	4	4,000	24	2	2,000	9	20	2	2,000	1	20	2	2,000	22	80	10	10,000	56	
	高校生	5	5	7,500	22	3	4,500	15	20	2	3,000	6	20	1	1,500	11	11	16,500	54		
	学生・一般	20	14	16,500	105	10	11,500	98	20	11	12,000	85	20	11	11,500	137	80	46	51,500	425	
相撲	幼児	15	10	20,000	78	8	16,000	70	15	8	16,000	72	15	8	16,000	51	60	34	68,000	271	
	小学生	15	10	20,000	78	8	16,000	70	15	8	16,000	72	15	8	16,000	51	60	34	68,000	271	
	中学生	15	15	15,000	97	13	13,000	89	15	15	15,000	103	15	17	17,000	128	60	60,000	417		
	高校生	15	15	15,000	97	13	13,000	89	15	15	15,000	103	15	17	17,000	128	60	60,000	417		
カンフー	幼児	1	1	1,000	17	2	2,000	4	20	3	3,000	4	20	3	3,000	15	80	9	9,000	36	
	小学生	20	18	18,000	143	18	18,000	150	20	16	16,000	101	20	7	7,000	78	80	59	59,000	472	
	中学生	20	20	20,000	165	20	20,000	150	20	19	19,000	105	20	10	10,000	93	80	69	69,000	513	
	一般	12	26	52,000	150	19	38,000	130	12	17	34,000	124	12	13	26,000	93	48	75	150,000	497	
親子ふれあい	幼児	12	26	52,000	150	19	38,000	130	12	17	34,000	124	12	13	26,000	93	48	75	150,000	497	
	小学生	20	4	4,000	29	6	6,000	34	20	3	3,000	15	20	5	5,000	30	20	18	18,000	108	
	中学生	20	4	8,000	29	6	12,000	34	20	3	6,000	15	20	5	10,000	30	20	18	36,000	108	
	一般	20	8	12,000	58	12	18,000	68	20	12	18,000	68	20	10	15,000	60	20	36	54,000	216	
合計	332	277	354,000	2,293	283	354,500	2,168	332	275	333,500	2,036	332	272	331,000	1,896	1,268	1,107	1,373,000	8,393		
期	間	平成27年 4月1日～ 6月30日				平成27年 7月1日～ 9月30日				平成27年 10月1日～12月28日				平成28年 1月4日～ 3月31日				合計			

○鳥取県立武道館の利用料金

平成26年3月31日
鳥取県告示第225号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立武道館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

1 利用料金

(1) 武道館利用料

区分				単位	金額	
一般利用	一般人			1人1回につき	150円	
				1人1月につき	1,600円	
				回数券11枚につき	1,500円	
専用利用	主道場	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	全面1時間につき	1,800円	
				2分の1面1時間につき	900円	
				3分の1面1時間につき	600円	
				4分の1面1時間につき	400円	
				6分の1面1時間につき	300円	
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	3,600円
	主道場	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	63,000円	
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	90,000円
	小道場(1)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	500円	
				2分の1面1時間につき	200円	
		小道場(1)	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	17,500円
					入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき
	小道場(2)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	500円	
				2分の1面1時間につき	200円	
		小道場(2)	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	17,500円
					入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき
	弓道場	近的		全面1時間につき	600円	
				2分の1面1時間につき	300円	
弓道場		遠的		全面1時間につき	600円	
				2分の1面1時間につき	300円	
相撲場	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	700円		

		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,400円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	24,500円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	35,000円
研修室(1)			1時間につき	350円
研修室(2)			1時間につき	350円
研修室(3)			1時間につき	100円
会議室			1時間につき	750円
放送室			1時間につき	300円
師範室及び控室			1時間につき	100円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 主道場、小道場、弓道場又は相撲場を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで

(2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

(2) 設備利用料

ア 武道設備利用料

区分	単位	金額
武道タイマー(柔道用)	1台1回につき	250円
的前審判用表示器(弓道用)	一式1回につき	150円
試合用マット(空手用)	一式1回につき	200円
風呂(相撲場)	1回につき	1,000円

イ その他設備利用料

区分	単位	金額
シャワー	1回につき	50円
試合用設備一式(柔道・空手道)	一式1回につき	200円
試合用設備一式(剣道・なぎなた・銃剣道)	一式1回につき	100円
空手用タイマー(モルテン)	一式1回につき	50円
液晶プロジェクター	一式1回につき	200円
長机	1脚につき	20円
折りたたみ椅子	1脚につき	10円

ウ 冷暖房利用料

区分	金額(1時間につき)

		冷房	暖房
主道場	全面	4,800円	4,300円
	2分の1面	2,400円	2,200円
主道場観覧席	全面	600円	500円
小道場(1)	全面	1,900円	1,500円
小道場(2)	全面	1,900円	1,500円
相撲場	全面	1,300円	900円
弓道場(床暖房)	近的		400円
	遠的		200円
会議室		250円	250円
研修室(1)		100円	100円
研修室(2)		100円	100円
研修室(3)		40円	40円

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成26年3月25日
- (2) 適用開始年月日 平成26年4月1日

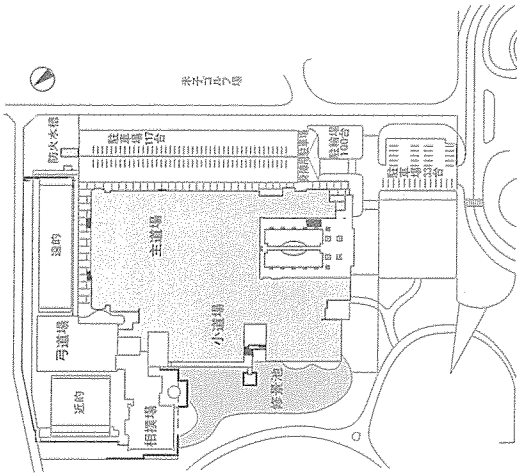
鳥取県立武道館の利用料の減免の取扱要領

公益財団法人鳥取県体育協会

減免事由	減免率
一 施設使用料	
1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規程する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設、若しくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事から別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料またはこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。（県内のものに限る。）	
ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校が利用するとき。	10/10
イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に規定する専修学校が利用するとき。	10/10
ウ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10/10
エ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項の規定する保育所が利用するとき。	10/10
オ 教育に関する活動を行う団体であって知事が定める基準に該当するものが利用するとき。	
（ア）小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
（イ）中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
（ウ）高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
2 中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。	
ア 全県の生徒を対象とする場合	10/10
イ 郡市単位以上の生徒を対象とする場合	1/2
3 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障がいをもつ者又は特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が社会参加の目的で利用するとき。	
ア 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
イ 療育手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
エ 知事が定める基準に該当する心身に障がいをもつ者が一般利用するとき。	
（ア）児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者	10/10
（イ）児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 48 条第 3 号に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	10/10
（ウ）小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和 53 年 10 月 6 日付文初特第 309 号文部省初等中等教育局	10/10

<p>長通達)の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者(知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する者)</p> <p>オ 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。</p> <p>カ 特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。</p> <p>キ ア～カの介護者(障がい者等1名につき介護者1名)が一般利用するとき。</p> <p>ク 障がい者等及びその介護者(障がい者等1名につき介護者1名)が専用利用する場合で、障がい者等の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>(ア) 利用者のうち、1/2以上が障がい者等の場合</p> <p>(イ) 利用者のうち、1/2未満が障がい者等の場合</p>	<p>10/10</p> <p>10/10</p> <p>10/10</p> <p>10/10</p> <p>10/10</p> <p>1/2</p>
<p>4 幼児、児童、生徒又は学生が専用利用(利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。</p> <p>(全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。)</p>	<p>10/10</p>
<p>5 70歳以上の者が社会参加の目的で利用するとき。</p> <p>ア 70歳以上の者が一般利用するとき。</p> <p>イ 70歳以上の者が専用利用するとき。</p> <p>(ア) 70歳以上の者が利用者の1/2以上の場合</p> <p>(イ) 70歳以上の者が利用者の1/2未満の場合</p>	<p>10/10</p> <p>10/10</p> <p>1/2</p>
<p>6 要介護者など及びその介護者が社会参加の目的で利用するとき。</p> <p>ア 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者1名)が一般利用するとき。</p> <p>イ 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者1名)が専用利用するとき。</p> <p>(ア) 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合</p> <p>(イ) 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合</p>	<p>10/10</p> <p>10/10</p> <p>1/2</p>
<p>7 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。</p>	<p>10/10</p>
<p>8 その他武道の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。</p> <p>鳥取県が武道の振興を図るために利用するとき。</p>	<p>10/10</p>
<p>9 1により利用する場合は、施設使用料の他に設備使用料及び冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき料金についても減免する。</p>	<p>10/10</p>
<p>10 3-ク、5-イ、6-イにより専用利用料金を減免できる場合とは、入場料及びこれに類するものを徴収するもの及び物品等の販売を主たる目的とした利用以外に利用する場合とする。</p>	

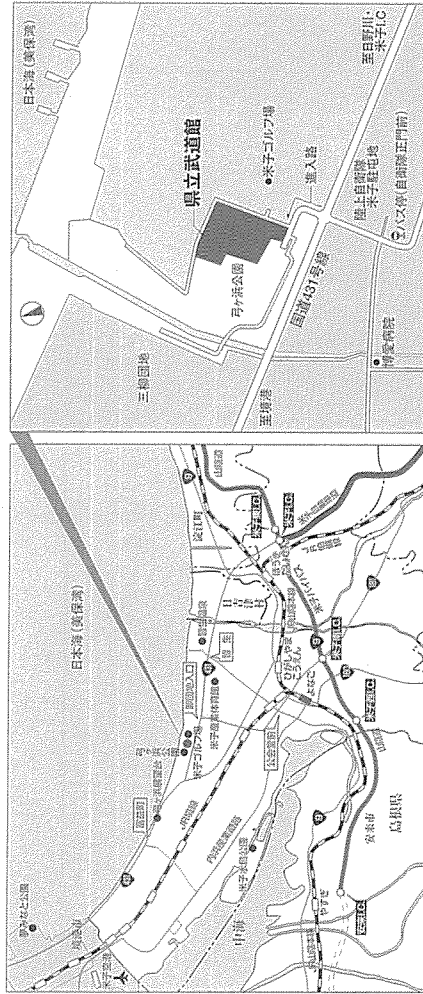
【施設のご案内】



●施設概要

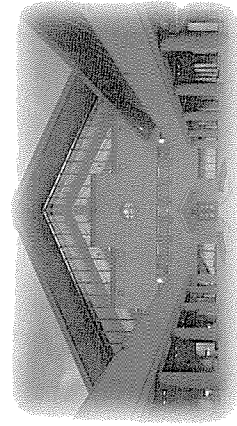
所在地	鳥取県米子市両三柳3192-14
敷地面積	20,000㎡
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び木造
主道場・小道場	8,995㎡
管理棟部	地上2階建
弓道場部	25.2m
相撲場部	150台・身障対応駐車場4台
建物規模	100台
階数	63億1,400万円
総事業費	9億400万円
用地費	54億1,000万円
建設費等	

※休館日/毎週月曜日・第3火曜日



【交通機関のご案内】

- JR米子駅から……タクシーで約15分 ●米子空港から……タクシーで約15分
- バス（JR米子駅前から……上福原三柳線、住宅団地・鉄工センター行）自衛隊正門前下車……徒歩で約7分



鳥取県立武道館

〒683-0853 米子市両三柳3192-14 TEL0859-24-9300 FAX0859-24-9311



鳥取県立武道館

T O T T O R I B U D O K A N

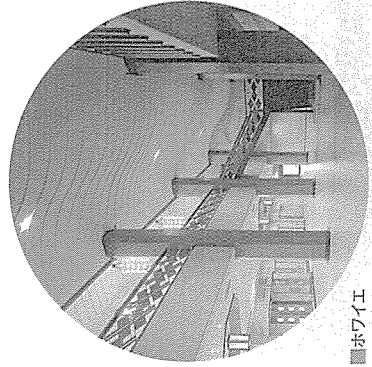
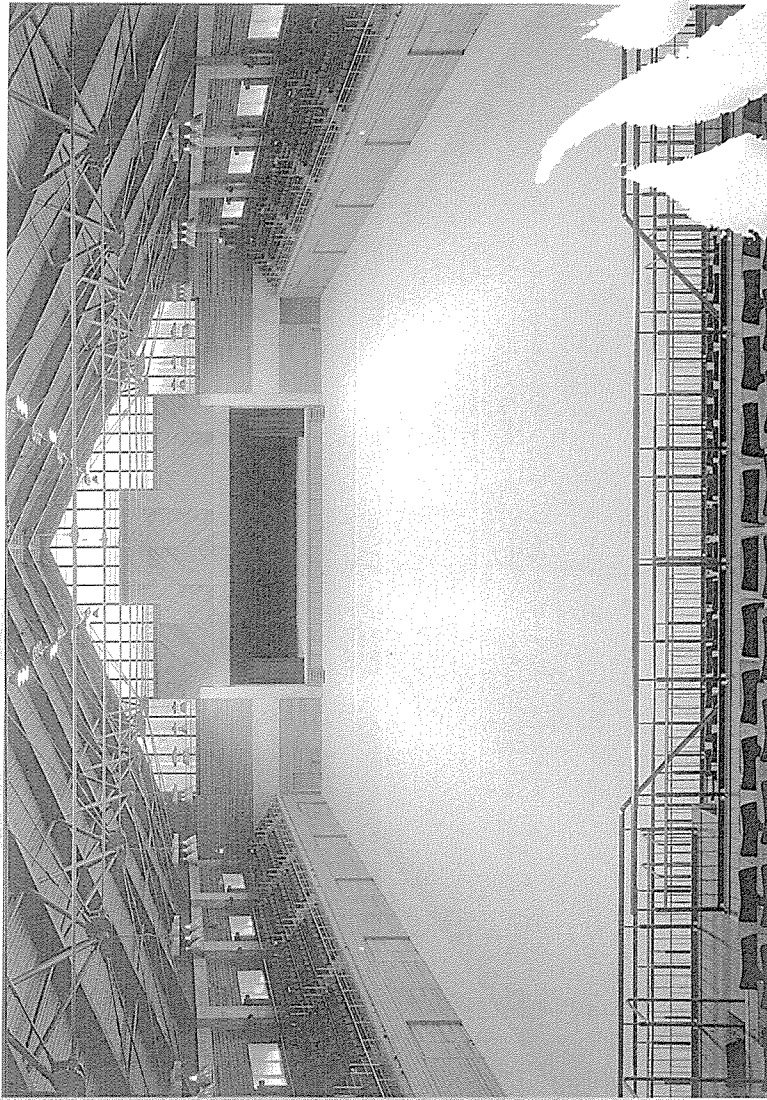


施設の特徴

当県立武道館は県内の武道の普及と競技力向上の拠点施設として、国際、全国レベルの公式競技の大会にも十分対応できる設備・機能を整えています。

武道に適した床の弾性・仕上げ、音響・照明設備さらに段差の解消、身障対応型エレベーターの設置など、競技者はもちろん、高齢者や身障者の方々への配慮もされています。

鳥取県が誇る秀峰「大山」、白砂青松の「弓が浜」の景観の中に調和した風格ある施設となっており、隣接する弓が浜公園との一体的で景観美あふれる武道館です。

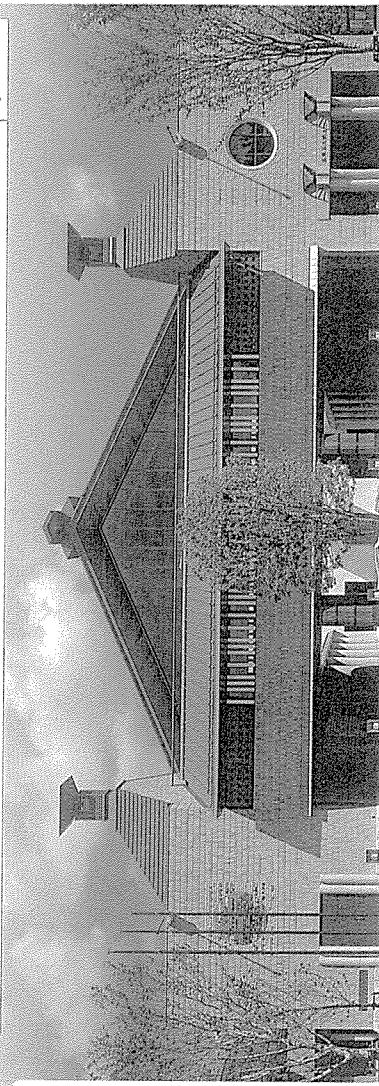
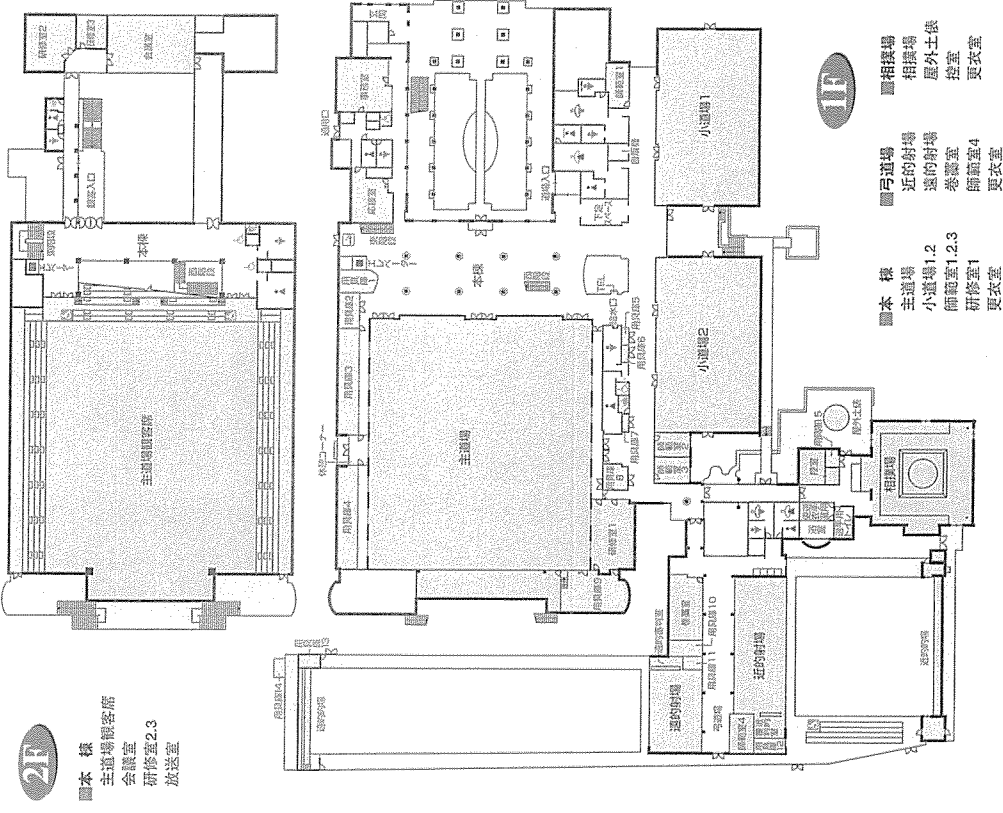


■ホワイエ

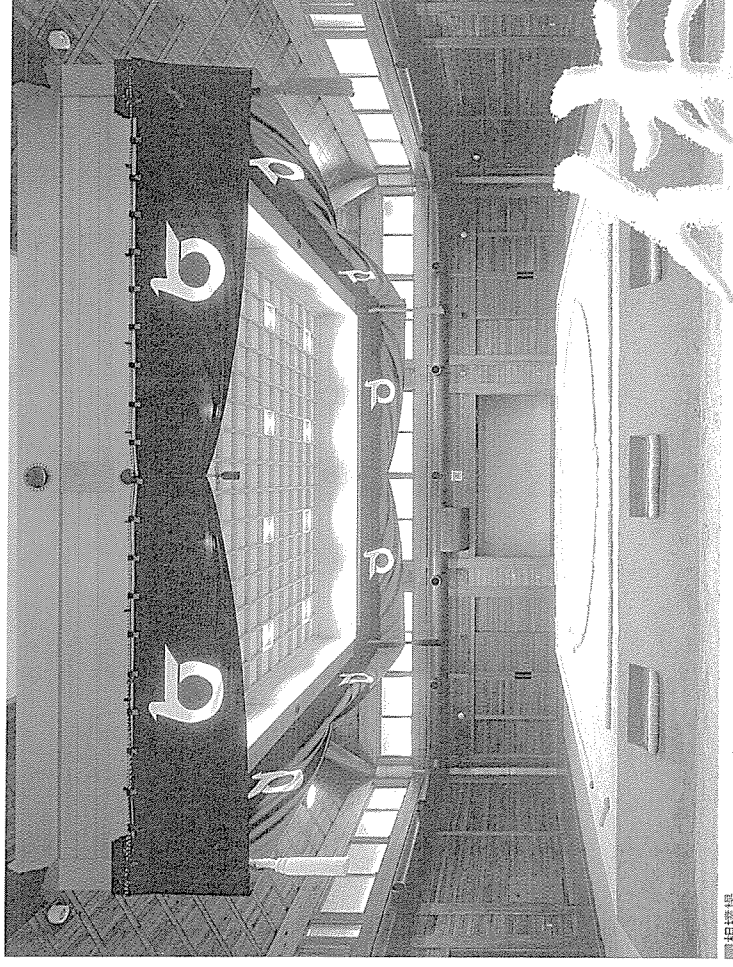


■エントランス

平面図



■主道場



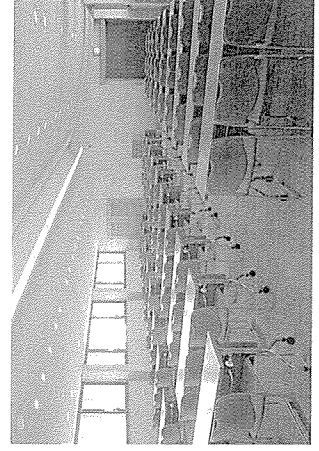
■相控場



■小道場1



■小道場2



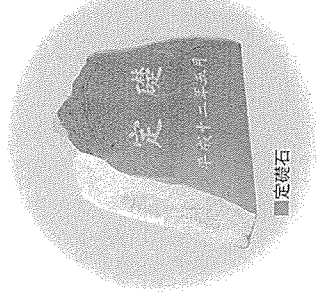
■会議室



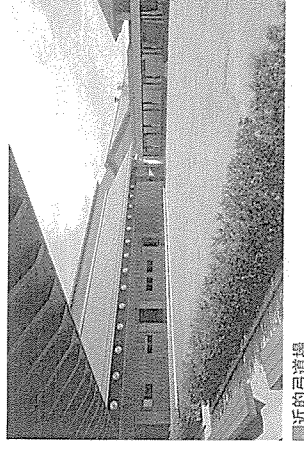
■研修室

●建物内容

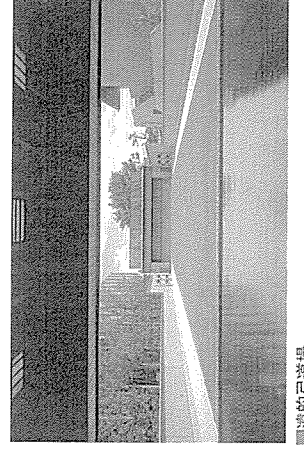
- 主道場 床面積1,634㎡(通常6面、全国大会4面)※660畳
観客席955席・身障対応席6席
- 小道場(1)・(2) 床面積540㎡(通常2面、全国大会1面)※288畳
- 弓道場 近の場(12人立/距離28m)・遠の場(6人立/距離60m)
- 相控場 観覧席146席・身障対応席2席
- その他 屋内土俵1面(土俵寸法7.27m×7.27m、勝負袋4.55φ)・屋外土俵1面
観客席124席・身障対応席7リ一
会議室、研修室、師範室、応接室、事務室等
- 外構
- 駐車場 150台・身障対応駐車場4台 / 駐輪場 100台



■礎石



■近の弓道場



■遠の弓道場